

令和元年第7回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和元年7月25日（木） 13時38分開会
16時54分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 中会議室

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美, 福富 早央里

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	内村 喜代志
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
学校整備室主幹兼係長	田中 久夫
学校教育課指導主事	西 康人

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

- ・日程第1 議案第23号 指宿市立学校設置条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
- ・日程第2 議案第24号 第3次指宿市子ども読書活動推進計画の策定について
- ・日程第3 議案第25号 指宿市小学校教科用図書決定について
- ・日程第4 議案第26号 指宿市中学校教科用図書決定について
- ・日程第5 議案第27号 指宿市高等学校教科用図書決定について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから、令和元年第7回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和元年第6回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、藤井委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

記載はしていませんが、7月19日の金曜日で1学期を終了いたしました。大きな事故等も

なく、有意義な1学期が終わったと報告をいただいているところです。ただ、7月3日と4日に大雨注意報が出ておりましたので、4日は臨時休校をさせていただきました。給食の準備等、色々ございましたけれども、小・中学校一斉にという対応をしたところでございます。

資料の3番目に書いてございます、4回目と5回目の小学校教科用図書採択協議会が枕崎の市民会館で行われました。この2回にわたっては、各小学校から推薦されておりました教科書の調査研究委員の皆様方に研究をしていただいて、その報告を基にして、地区の採択協議会としての教科書の採択をまとめたところでございます。このあと、議案として提案されますのでよろしくお願いいたします。

4番目ですが、7月5日に市の総合教育会議を開催していただきましたが、その内容等に基づいて、本日の議案で提案をさせていただきたいと思っております。

6番目になりますが、7月7日に山川地域の文化祭が行われました。6日と7日は展示発表で、7日には舞台発表がございました。例年、秋に開催しているわけですが、山川文化ホールの工事が始まるということで、早めのこの時期に文化祭をしていただいたところです。

同じ日に、今和泉小学校と魚見小学校では遠泳大会が行われました。大雨の関係で、海底に色々な危険物等もあるということで、今和泉小学校は指宿商業高校のプールで行われましたが、魚見小学校は計画どおり、知林ヶ島から魚見港のほうに遠泳ができたところです。

10番目ですが、7月11日と12日に、県下19市の教育長・総務課長会が出水市の市役所でございました。教育長会、総務課長会で分かれて色々議論もしたところですが、それぞれの市で抱えている課題解決に役立ったと思っております。出水からの帰りに紫尾山を超えて、薩摩川内市立東郷学園義務教育学校の視察研修をしてきました。小中一貫校が新しく出来たということで、その施設を見させていただきましたけれども、大変広い土地に、ゆとりのある校舎棟が建築されていて、すばらしいなと思えました。今後、内容的な充実を図っていききたいというお話もいただきましたが、教育課程等も貫ってきておりますので、また活かしていきたいと思っております。

12番目ですが、7月14日に県民体育大会地区大会が予選を兼ねて行われておりますが、この日も雨が降っておりましたので、外の競技が中止となったりしました。バスケット、ゲートボール、バドミントンの視察をして、激励の声かけをしたところでございます。

14番目ですが、7月18日に公立高等学校の来年度の募集定員について、地区の説明会が南さつま市の市民会館で行われました。指宿商業高校については、例年どおりの定数でいくのではないかと考えております。中学校を卒業する生徒の数が減ってきているということで、色々調整をされる所もあると聞いております。

15番目ですが、7月18日に第1回社会教育委員の会議が、なのはな館で行われました。昨年度と今年度にわたって、地域における教育力の向上というテーマで、話をいただいているところでございます。

17番目ですが、7月23日から24日の2日間にわたって、小・中・指宿商業高校の教頭先生との面談を行いました。1学期の学校の様子や、または人事評価記録書を提出していただいておりますので、教頭先生方が1年間、どういうことについて取り組んでいくかという内容等も話を聞かせていただきながら、方向性等について指導助言も行ったところでございます。

以上、教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の日程第1については、議会提出前の議案でございますので非公開、日程第2については公開で、日程第3から日程第5については、教科用図書採択に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

議 事 (非公開)

日程第1 議案第23号 「指宿市立学校設置条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について」
・・・原案同意

(西森教育長)

次に、日程第2、議案第24号、第3次指宿市子ども読書活動推進計画の策定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第2、議案第24号、第3次指宿市子ども読書活動推進計画の策定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをお開きください。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、第3次指宿市子ども読書活動推進計画を、別冊のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市教育委員会は、平成18年に第1次、平成25年に第2次となる指宿市子ども読書活動推進計画を策定しました。本案は、第3次の計画となり、おおむね5年間にわたる子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的な活動計画を定めるものであります。策定にあたっては、指宿市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、計4回の会議を開催したほか、市内の児童生徒と保護者などにアンケートを実施しました。

詳細については、野元社会教育課長がご説明を申し上げます。

(野元課長)

それでは、読書計画の主な内容について、説明を申し上げます。別冊の第3次指宿市子ども読書活動推進計画をご覧ください。

まず始めに、この表紙絵ですが、以前、山川高等学校の生徒に描いていただいたイラストを使用しております。イラストの下には、子どもたちが1人でも多く本を読み、心に残る1冊の本と出会うために私たちができると、この第3次読書計画の基本目標を基にした、キャッチフレーズを記載しております。

表紙をお開きください。

目次では、この読書計画の構成を示しております。「はじめに」で始まり、第1章では計画の背景、第2章では策定の経緯や位置付け、第3章では子どもたちを取り巻く状況の変化、第4章では現状や課題、特徴と考察、第5章では基本的な方針、第6章では具体的な方策、第7章では障害のある子どもや外国人の子どもを含めた、全ての子どもたちを対象にした読書活動の推進、第8章では読書の関心を高める取組、第9章では推進体制の整備を示し、最後に、「おわりに」で締めくくっております。また、添付資料として、Ⅰでは読書計画の数値目標と具体的な活動計画一覧を、Ⅱでは策定委員・スケジュールを、Ⅲでは読書グループ一覧を、Ⅳでは別冊資料となっておりますが、概要を示してあります。

それではページに従って、主な内容を説明いたします。

1ページ目のはじめにであります。ここでは、読書計画の趣旨を示しております。なぜ読書を推進する必要があるのかを、3段目の中ほどに、読書は、考える力、感じる力、創造する力を育み、知識や知恵を豊かにしてくれます。そして子どもの心の成長に欠くことができないものと示しております。そして5段目に、この計画は全ての子どもが読書に関心を持ち、その習慣を身に付け、生涯にわたって維持する環境を、大人が責任を持って整備するための指針と示しております。

次のページをお開きください。

第1章、子ども読書活動推進計画の背景として、2ページは国のこれまでの取組を紹介しております。根拠法令となる、平成13年に施行された、子どもの読書活動の推進に関する法律や、平成30年4月に定められた第4次基本計画について示しております。

3ページは、県のこれまでの取組を紹介しております。親子20分読書運動や平成30年12月に定められた、県の第4次基本計画について記載しております。これらの国や県の計画を参考に、今回の計画も策定しております。

次のページをお開きください。

4ページは、市のこれまでの取組を示しております。指宿市では、平成18年に第1次、平成25年に第2次となる指宿市子ども読書活動推進計画を策定し、読書活動の推進に取り組んできました。ここでは第2次読書計画以降の主な取組や表彰を紹介しております。また、5ページでは、表彰校の具体的な活動内容やその成果を紹介しております。

次のページをお開きください。

6ページは、第1章における補足・語句説明であります。

7 ページは第 2 章としまして、第 3 次読書計画の策定経緯や位置付け、その性格などを示しております。

1 策定の経緯ですが、今回の第 3 次読書計画で、初めて策定委員会を設置し、計 4 回の会議を開催しております。また、児童生徒、保護者、読書指導担当者などを対象にアンケート調査を実施しております。4 計画の性格としまして、まずは読書活動に関する現状と課題を掴むことができるように作成しております。また、最後の段落にありますように、具体的な活動の紹介やアンケートの意見を引用し、なるべく読みやすく、分かりやすく、役立てやすい内容とし、実現性がある計画、指宿市らしい計画を目指しております。

次のページをお開きください。

8 ページからは第 3 章として、国勢調査や民間調査から見えてきた、子どもたちを取り巻く状況の変化を示しております。最初の項目ですが、指宿市の状況として、子どもの数は減少傾向にあり、保育所に通う幼児は逆に増加傾向であることを示しております。次に、2 幼児の生活の変化として、民間調査から、幼児の育ちを支える場が家庭と園に集中し、地域で友だちと遊ぶ機会が減少していることを示しております。次に、3 児童生徒の生活の変化として、民間調査から、児童生徒は忙しいと感じているほか、読書の時間は児童生徒の生活時間全体の中で数%であることを紹介しております。

9 ページからは、4 子どもたちを取り巻く IT 環境の変化として、平成 24 年以降スマートフォンが急速に普及していることや、グラフにもありますように、平成 30 年度、県内の小学生で約 7%・中学生では約 25%・高校生ともなりますと約 92%がスマートフォンを所有していることを示しております。

次のページをお開きください。

10 ページからは、現状として、表にありますようにインターネットの利用時間の増加や、スマートフォンの所有と読書離れは比例しているという意見、同時にスマートフォンを使った読書推進の可能性について記載しております。

11 ページでは、電子書籍の普及についてや、電子図書館や電子書籍を使った読書推進事例を紹介しております。

次のページをお開きください。

12 ページは、第 1 章及び第 3 章における補足・語句説明であります。

13 ページからは第 4 章として、アンケートや策定委員会から見えてきた、子どもの読書活動に関する現状や課題、特徴と考察を紹介しております。全般的な現状・課題 1 として、不読率（1 か月に 1 冊も本を読まない割合）は、学年が上がるにつれ割合が高くなり、特に高校生は 3 割以上となっていることを示しております。また、下のグラフにありますように、学校図書館を利用しない割合も、学年が上がるにつれて増加していることも示しております。

次のページをお開きください。

14 ページは、先程の現状・課題に対する考察であります。中高生が本を読まなくなる理由として 3 点を示しております。

15 ページにつきましては、関連して中学生に見られる特徴として、他の年齢層と比較して本を読むことが大切だと思わない割合が高いことと、その対策を示しております。

次のページをお開きください。

16 ページは、保護者の不読率が約 6 割だったことを受けて、大人が本を読まない理由や、保護者が読書する姿を見せることが読書推進になることを示しております。

17 ページは、全般的な現状・課題 2 として、読書について個人差が大きいことや、家庭での取組に差があることを示しております。その考察として、社会情勢の変化により、家庭での読書の時間が取りづらくなっていることや、その対策として意識的に読書の時間を作る必要があることを示しております。

次のページをお開きください。

18 ページは、学校図書館の現状・課題であります。学校図書館の利用回数は多い反面、それゆえに児童生徒や職員から、蔵書の充実が求められていることを示しております。次に、公立図書館の現状・課題として、グラフにもありますように、学校図書館に比べると公立図書館を利用する回数は少ないことや、アンケートから遠隔地でのサービスの向上が求められていることを示しております。

19 ページは、②で中高生は友だちと過ごす、保護者は子どもと一緒に過ごす使い方を行っていることを示しております。最後に、現状・課題への考察を示しております。

次のページをお開きください。

20 ページは、既存の遠隔地サービスとして、校区公民館への配本や、図書の検索機能の O P A C、一坪図書館を紹介しております。

21 ページは、行政の現状・課題として、読書の事業や啓発が市民に伝わっていないことや、その考察を示しております。下半分からは、アンケートや策定委員会を通じて見えてきた特徴と、その考察を 3 点示しております。特徴の 1 つ目として、子どもや保護者の約 9 割が本を読むことは大切だと感じているが、そのことが読書に繋がっていないことを示しております。その考察として、忙しい、苦手、難しい、面白くないといったことが原因としております。

次のページをお開きください。

22 ページは、特徴の 2 つ目として、マンガや電子書籍に対する興味が高いことを示しております。普段、活字の本を読まない児童生徒でも、マンガなら読んでいることを紹介しております。

23 ページは、特徴の 3 つ目として、中高生で心に残る 1 冊と出会っている割合は約半数と推測され、中学生の頃に出会った割合が高いことを示しております。なお義務教育段階に、心に残る 1 冊と出会うことで、生涯にわたる読書習慣が身に付きやすくなると言われております。

次のページをお開きください。

24 ページでは、アンケートや策定委員会で出された成果を紹介しております。特に指宿市の優れた点として、策定委員から学校司書の配置があげられました。全ての学校に 1 人ずつ司書がいること、公立図書館から支援を受けていること。以上のことが表彰を受けている背景にあると考えられます。

25 ページは、第 4 章における補足・語句説明となっております。

次のページをお開きください。

26 ページは、現状や課題を踏まえた基本的な方針を示しております。第二次指宿市総合振興計画の基本目標は、郷土を愛し未来を拓く、心豊かな人材を育むまちであります。この基本目標を踏まえて、本計画の基本目標を子どもたちが 1 人でも多く本を読み、心に残る 1 冊の本と

出会えるまちと設定しております。そのうえで目指す子どもたちの姿を次の3点としております。

(1)で、読書への関心が高い。(2)で、読書習慣を身に付けて維持している。(3)で、心に残る1冊の本と出会っている。この3点を重点目標としております。また、(1)(2)につきましては、それぞれ数値目標を設定しております。

27ページは、3つの具体的な目標を定めております。目標Ⅰは、幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする。目標Ⅱは、手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境をつくる。目標Ⅲは、読書事業を広く知らせ、本が読みたくなるような啓発活動を行うであります。また、参考までにその下に発達段階ごとの特徴を示しております。

次のページをお開きください。

ここからは、第6章として、目標ごとに家庭や学校などの役割、活動目標を紹介しております。活動目標は、現状や課題、既存の取組、国や県の計画に基づいて策定したものであります。

28ページは、目標Ⅰについて、1家庭における子どもの読書支援を示しております。①家庭の役割や在り方について、②は家庭の活動目標についてで、(1)で、1日20分間を目安に、親子の読み聞かせや読書の時間を作るとし、(2)で、定期的に図書館施設を利用すると定めまして、(1)は、数値目標を設定しております。また、その下には、アンケートによる各家庭での具体的な活動を紹介しております。

29ページは、家庭を支えるために、市や公立図書館などが具体的にどのような活動を行うかを記載しております。この活動計画は、目標を達成するための手段となり、立場別の計画を示しております。

次のページをお開きください。

ここでは、保育所・幼稚園における子どもの読書支援を示しております。先程と同様に、①役割や在り方、②活動目標、③保育所・幼稚園などを支えるための具体的な活動計画を紹介しております。31ページでは具体的な活動も紹介しております。

次のページをお開きください。

32ページでは、学校における子どもの読書支援を示しております。先程と同様に、①役割や在り方、②活動目標を示しております。活動目標に関して、策定委員会では、読書計画を学校に浸透させることの大切さや朝読書、職員研修の重要性などの意見が出されております。

33ページでは、具体的な活動を紹介しております。

次のページをお開きください。

34ページでは、学校を支えるための具体的な活動計画を示し、関連してPTAの活動を紹介しております。

35ページでは、公立図書館における子どもの読書支援を示しております。①役割や在り方、②活動目標を紹介しております。

次のページをお開きください。

36ページでは、具体的な活動計画を示しまして、また活動目標に関連して、読書通帳や指定管理者制度による図書館の運営を紹介しております。

37ページでは、自治会、子ども会、読書グループなどの地域・市民団体における子どもの読書支援として、①役割や在り方、②活動目標、③活動計画を紹介しております。関連して枠内

には、ボランティアの養成事例を紹介しております。今後、全市的な読書推進を行うためにも、市民ボランティアの養成は重要だと考えられます。

次のページをお開きください。

38 ページは、第6章の目標Ⅰに関する補足・語句説明であります。

39 ページから、目標Ⅱとなります。目標Ⅰが主にソフト面の目標だったことに対して、目標Ⅱはハード面の目標であります。1 学校図書館における読書環境づくりについて、①役割や在り方、②活動目標を示しております。

次のページをお開きください。

40～42 ページにかけて、引き続いて学校図書館における活動目標を示しております。また、関連しまして、各学校での具体的な活動紹介をしております。

また、42 ページに③として、学校図書館を支えるための具体的な活動計画を示しております。

43 ページは、2 公立図書館や地域における読書環境づくりとして、①役割や在り方、②活動目標、③活動計画を示しております。

次のページをお開きください。

44 ページは、引き続き活動計画を示しているほか、関連して遠隔地サービスへの意見、スマートフォンを使った蔵書検索・予約、これからの公立図書館のあり方を紹介しております。

45 ページは、社会教育費が減少傾向にある中での、多様な資金調達の手法を紹介しております。

次のページをお開きください。

46 ページは、目標Ⅲとしまして、広報啓発活動についての①役割や在り方、②活動目標を記載しております。

47 ページは、第6章の目標Ⅱ・Ⅲにおける補足・語句説明であります。

次のページをお開きください。

48 ページは、第7章すべての子どもを対象にした読書活動の推進について示しております。識字障がいや外国人に対する支援など、これから特に重要になってくる分野と考え、章を立てて①役割や在り方、②活動目標を示しているところです。

49 ページからは、第8章子どもの読書の関心を高める取組について示しております。写真にありますように、ビブリオバトル・アニメーション・読書会などを紹介しております。

次のページをお開きください。

50 ページは、包括的な読書支援ということで、マンガ、映画・テレビなどを入口とした読書支援のあり方を示しております。

51 ページは、部活動を通じた読書支援や、読むことと書くことは表裏一体という考えから、創作活動について示しております。

次のページをお開きください。

52 ページは、子ども読書活動の推進体制を、図を交えて示しております。

53 ページは、活動目標として、学校と地域の連携、学校と公立図書館の連携などを記載しております。

次のページをお開きください。

54 ページは、連携体制についての具体的な活動紹介であります。

55 ページは、第7章、第8章における補足・語句説明であります。

次のページをお開きください。

56 ページは、おわりにとしまして、読書計画の趣旨、子どもが本を読むためには、私たちが子どもに寄り添い、支えてあげることが大切であることを示しております。

57 ページから 61 ページまでは資料 I であります。計画における数値目標や活動計画をまとめたものを示しております。

62 ページをお開きください。

62 ページは、策定委員会委員の紹介であります。福岡亮一氏に委員長を引き受けていただきました。また、福富委員にも学校教育関係者として、策定委員に加わっていただき、意見を伺ったところでございます。

63 ページは、そのスケジュールを掲載しております。

平成 30 年度の 5 月に第 1 回策定委員会を開催し、その後、計 4 回の会議を経て、今年度の 4 月にパブリック・コメントを行っております。パブリック・コメントにおいて、市民の皆さんから出された意見はありませんでした。ただ、並行して、学校関係者や策定委員の皆さんから意見聴取を行ったところです。その意見を参考に、追記修正をして計画を策定させていただいているところでございます。

64 ページは、市内の読書グループ一覧であります。また、別途資料として配布させていただいておりますが、計画の概要として、1 ページから 4 ページにかけてまとめております。

資料の説明は以上でございますが、行政における推進計画のねらいは、主に 3 点あると言われております。1 点目に現状の事業を体系的に把握する。2 点目に行政として事業の基本方針を示す。3 点目に計画に基づき市民の理解、協力を得て、市民の自立的な活動を促進するということです。今回の読書計画の策定につきましては、各関係機関がどのような取組をしているかの現状や課題を把握し、方針を示しております。それらを踏まえながら、関係者の理解、協力のもと、効果的かつ効率的な事業の遂行に取り組みたいと考えております。また今後は、計画を基に A 3 版のリーフレットを作成し、学校を通じて全ての児童生徒の世帯に配布しまして周知を行い、計画を軸にした読書活動推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいま読書活動推進計画について、事務局からの説明がございましたが、このことについてご質疑・ご意見等をいただきたいと思います。先程ありましたように福富委員が、この推進計画の策定委員でもございましたので、何かございましたら発言をお願いします。

(福富委員)

昨年 1 年間、策定委員として、第 3 次指宿市子ども読書活動推進計画に携わらせていただいていた、高校の状況しか分からない状況だったのですが、指宿市の小中学校の状況もよく知ることができました。それで、やはり小学校からの読書習慣が、中学校、高校になっても、そこが基盤となって読書意欲や、読書をすることの活動にも繋がっているのかなと実感できました。ま

た、社会教育課の上川路さんが熱意を持ってまとめてくださって、素晴らしいものができたと思います。ちょっと内容量が多いのですが、保護者の方々の手に渡って、読書が大事であるということを実感していただきたいと強く願っております。

それで、気にかかっていることが、A3版のものを学校に配布して、保護者に届けるということだったのですが、その内容量や、カラーで印刷するのか、実際この内容のものを、どれくらいの枚数にして配布されるのかということをお聞かせください。

(野元課長)

予算の関係もございまして、この内容量の計画書を印刷するのは厳しいものがございまして、A3版1枚で内容をできるだけ凝縮して作成し、カラー刷りでしょうとは思っております。

(福富委員)

それから、山川地域が学校再編に向けて動いています。頂いた資料の中に、各学校の学校だよりも入っております、読書環境を今回チェックさせていただいたのですが、読書のふれあい文化部がある学校もありますし、新しい新設の小学校近くには山川図書館もありますので、これを基に学校再編後も、読書のほうにも力を入れていただきたいなと思います。

(西森教育長)

よろしく申し上げます。

(野元課長)

この計画に関しましては、できないことを盛り込んでいる計画にはなっていないと思っておりますので、できるだけこの計画に基づいて、子供たちが本を読むように推進していきたいと思っております。

(七夕職務代理者)

計画書の43ページ、②活動目標の(2)に遠隔地サービスの充実に努めますとありますが、開聞地域におけるサービスの計画は、どのようなものがあるのか教えてください。

(西森教育長)

その前に、この遠隔地サービスというのはどういうものであって、開聞地域にはこういうサービスがありますという説明をお願いします。

(野元課長)

遠隔地サービスについてですが、公立図書館は指宿と山川に2箇所ございますけれども、そこに足を運んでいただけないという方々に対して、本を読んでもいただけるサービスができればと考えているところでございます。開聞につきましては、現在、開聞庁舎と川尻ふれあい交流館に、図書館の検索システムを導入しております、これは引き続いて活用していただきたいと

思います。あと、配本サービスという形で予約とかができれば、その予約した本を開聞庁舎や川尻ふれあい交流館に届けて、そこから本を借りていただく形が取ればと思っております。

(七夕職務代理者)

過去に、そのようなサービスを受けた方は、何名くらいいらっしゃるか分かりますか。

(野元課長)

OPACという形ではありますが、平成30年度の実績ですと、開聞庁舎では10名、川尻ふれあい交流館では2名が利用されております。貸し出す冊数もですが、逆に今度は、指宿や山川図書館で借りた本を返却する時に、わざわざ指宿図書館等に行くのではなく、開聞庁舎等に返す方々もいらっしゃいまして、開聞では311冊が返却をされている状況でございます。

(西森教育長)

借りるのは数としては少ない状況ですが、返すのは多いと。借りる時にはどうしても、現物を見てから借りたいというのもあるのしょうから、そういう状況なのでしょうね。

(別府委員)

この資料で驚いたのは、電子書籍というのがこんなに浸透しているのだなと思いました。スマートフォンやインターネットを使った読書への誘導、考察が必要なかなと感じます。今後、この傾向が伸びていく中で、例えば生まれた頃に家に電話もなかった世代と、小学校の頃から親のスマートフォンを触っていた世代での、世代間ギャップで実態が分からない中で、そういった部分を伸ばしていくためには、実際に今の子供たちにまさに合っているのかどうか、先んじたものを作っていく必要があるのかなと、これだけ時代が変わっていく中で感じました。

(西森教育長)

現状として、電子書籍は図書館には入っているのですか。

(野元課長)

現状としてはそこまでは行き着いてないところですが、そういった電子的な端末、タブレット等が普及しておりますので、将来的には、電子書籍というのも導入する必要があると思っております。

(西森教育長)

大変聞きにくいですが、高校の図書室には電子書籍というのは入っているのですか。

(福富委員)

いいえ、ありません。タブレットもまだないです。

(西森教育長)

社会教育課としては今後、図書館または学校に電子書籍を入りたいという計画はありますか。先程の冒頭で、実現性のある計画をという話でしたけれども、今後そういう方向で予算獲得とかしていくのですか。

(野元課長)

まずは、導入できるかという調査が必要になってくると思います。社会教育課としましては、今からの子供たちの考え方等を聞く必要もありますので、色々な調査を行ったうえで、導入できるものは導入していきたいと思っております。

(藤井委員)

ベネッセが行っている、チャレンジという子供たちの学習教材があります。それにチャレンジタッチとあって、iPadのようなタブレットでダウンロードして使う教材があるのですが、副教材として色々なものがあり、その中にチャレンジ図書館というのがあります。web上で図書館になっていて、たくさんの本が読めるようになっていまして、小学校低学年からそういう電子書籍に親しんでいる子供もいます。図書館に行かないで、web上で好きな本を読めるので、チャレンジタッチをしている子供たちには身近で、そういう意味では図書館に行かなくなるだろうなという状況ではあります。

(西森教育長)

今のような話は、この策定委員会の中では話題にはならなかったですか。

(野元課長)

そのベネッセの教材についての話は出ませんでした。今から先については電子書籍もしくは電子図書館が活用されていくと思います。資料の11ページにも事例を記載しておりますけれども、そういう自治体や学校関係も導入している所もございますので、そういったご意見はあったかと思えます。

(西森教育長)

学校教育課長、学校の図書室についてはどうですか。

(常深課長)

まだ想定はしていません。

(西森教育長)

予算は教育総務課、活用は学校教育課ですが、私たちがこの推進計画を可決したら、実効性・実現性のある計画でなければならぬし、画餅に終わってはどうかということですので、これを可決するということは大変重いものだと思います。ですから、可決した以上は予算を付けて、それぞれの部署で実現に向けて最大限努力をしていただく。そういうことを根底におい

て、私たちは可決しないといけないのかなと思います。そういう意味で、私たちが可決をするだけではなくて、事務局の皆様方も頭においてもらいたいと思います。

(七夕職務代理者)

この中に本を読むとか、読書をするとはありますが、どういう種類のものを、本として定義しているのか教えてください。

(野元課長)

この中では、マンガという種類も計画の中では意識しています。マンガでも教育的なもの、知識として子供たちの育成に醸成するものも、たくさんあると思いますので、マンガも本という意識の中で図書館にも配置できればと思っております。

(七夕職務代理者)

新聞は、字を読むという意味でも本になりますか。

(野元課長)

新聞につきましても、情報的な部分が大きいと思っておりますので、そういった情報を収集するという意味からも、子供たちに読んでもらえたらと思います。新聞にも、子供新聞とかもありますので、そういったものも活用して、それも一種の本だと捉えても問題はないと思います。

(七夕職務代理者)

資料の13ページに、不読率（1か月に1冊も本を読まない割合）が書いてありますが、本というものを広く捉えたら、この割合はもっと低くなるのではないかと想像はしています。

(西森教育長)

今、お聞きしていて、本とは何かと思いましたが、そこも検討して、広報啓発をする時には触れていただきたいと思います。図書室に入った時に、本が分類別に並んでいますが、新聞は図書資料という言葉も出てきました。マンガを読書に入れてほしいという文言がありますが、マンガは読書ではないのですか。学校教育課長、どういう捉え方をしますか。

(常深課長)

内容によると思います。歴史マンガ等については、読書冊数の数にも数えられておりますので、一概にマンガは本ではないという概念にはあたらないと認識しております。

(西森教育長)

娯楽誌というのは本ではないですか。週刊誌とかは、読んでも読書にはならないのかなど難しいですね。これからは紙媒体の書籍だけではなくて、電子媒体の書籍のほうが流行ってくる

のかもしれませんが。藤井委員からもありましたが、タブレット等を使って、本をダウンロードして読むという時代を想定して、この計画は策定しているのでしょうか。

(野元課長)

はい。それにつきましては、電子図書館等の範囲になってくると思いますが、ダウンロードした本を読んでいただくことも想定はできるのではないかと思います。

(西森教育長)

これからの読書活動を展望した時に、これまでにこだわらないで、これから先を。幸い学校再編で新しい学校ができるとすれば、昔ながらの図書室ではなくて、これからの図書室を目指して環境整備ができたらいいなと思いました。

蔵書充足率や予算が少ない等言いますが、そこら辺は学校図書館または市立図書館はどうなののでしょうか。

(野元課長)

市立図書館に関しましては、指宿と山川の両図書館で16万冊程度の蔵書がございます。県が示している基準が12万冊ですので、その部分というのは、かなりの蔵書があると思っております。

(鮎川課長)

学校は、教育振興費の中の配当予算で、図書を購入していただいております。国が示している標準冊数という基準があり、充足率を満たしていないのが3小学校ありますが、残りの14小中学校は充足率を満たしていて基準を超えています。標準冊数という基準は意識をしてもらいながら、廃棄をする本、新規購入で入替えをしていただいております。交付税措置の関係で、一定の冊数以上は購入してくださいということも財政のほうからあるようです。算定措置の中に、その購入冊数も基準になっているところもありまして、配当予算の説明会の時に、そういった説明もしているということです。

(西森教育長)

予算が伴うことですので、なかなか思うようにはいきませんが、蔵書の充実化が求められているところも課題としてあります。冊数で言えば新しいもの、古いものとあるのでしょうか。市立図書館の廃棄、配本はかなりの数をしましたが、廃本と新規購入とを比べた場合、どんな割合になりますか。

(中摩参事)

廃本というのは廃棄本になりますが、割合につきましては今、はっきりとした記憶がございません。毎年、市立図書館で購入している本の購入費用が、大体500万近くの金額になっております。それで見まして、1冊2,000円で計算した場合、廃棄冊数のほうが随分少ないということになると思います。ただ、廃棄と言いましても、すぐに捨てるわけではなく、公民館等に

いりませんかと声を掛けて、廃本ではなく、分けるという形もしております。また、古本市で、市民の皆様にも受け取ってもらうということもしております。全く引き取り手がないのを見極めたうえで、最終的に廃棄をする手続きを行っております。

(藤井委員)

ブックスタートの件ですが、保護者認知度は17%となっておりますが、これは小中高校の保護者を示すのでしょうか。それと、このブックスタートでほぼ100%、お母さん方に本をお渡しできているのかお聞かせください。

(野元課長)

ブックスタートにつきましては、満1歳に到達する子供さんに対して、本を1冊提供しようという試みでございます。6か月健診の時に引換券をお渡ししまして、指宿図書館または山川図書館において、本の読み聞かせの講習をしたうえで、好きな本と引き換えをするという形をとっております。ですが、全ての方々が引き換えに来るということではないです。

(西森教育長)

対象者の中での割合ということですね。

(野元課長)

はい、そうです。

(西森教育長)

対象であるのに、知らないという人がそれだけいるということです。健診に来られた人には、必ず知らせているのですよね。

(野元課長)

保健センターで健診をしているので、そこでも本が1冊お渡しできますよと周知をしているのですが、やはりなかなか図書館まで行って、本を引き換えするというのはできていない状況です。

(西森教育長)

せっかく予算化して新しい取組をしているので、周知徹底を図って、全ての親子が本を読めるような取組を目指したいと思います。

(藤井委員)

その健診の時に、本をお渡しするというお考えはないですか。

(野元課長)

そういうことも考えられるとは思いますが、やはりお母さん方が、子供さんに読み聞かせをするという指導ができるということもございますし、図書館側としては来ていただくことで、図書館を見ていただいて、色々な本を借りていただくという趣旨もあります。そういうことから今は、ただ本を配るということではなくて、図書館に来ていただいて、本というのはどういったものだという指導の下に、保護者に対して本をお渡しするという形を今のところはとっているところです。

ただ、予算を計上して揃えて、本来であれば皆様にお渡ししたいという思いはあるのですが、そういったところから周知がされていない、なかなか本を取りに来ていただけない現状がございますので、その辺のところは検討をしていかないといけないのかなと思っております。

(西森教育長)

この取組が始まって3年目になります。資料の29ページに、ブックスタートの開始式が指宿図書館であった写真が載っております。集まった親子に、ボランティアの読み聞かせグループの皆様方が、このように読み聞かせをしたらいいですよと、大きく言えば実技研修みたいなものをしたり、図書館の利用の仕方を説明したりして本を渡します。ある面では堅苦しいので、それが一番良いのか検討しなければいけないし、利用者が少ないというのは何らかの改善をしなければならぬと思います。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第24号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2、議案第24号は、提案のとおり可決することいたします。

議 事 (非公開)

- | | | | |
|------|--------|-----------------------|---------|
| 日程第3 | 議案第25号 | 「指宿市小学校教科用図書の決定について」 | ・・・原案可決 |
| 日程第4 | 議案第26号 | 「指宿市中学校教科用図書の決定について」 | ・・・原案可決 |
| 日程第5 | 議案第27号 | 「指宿市高等学校教科用図書の決定について」 | ・・・原案可決 |

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、全て終了いたしました。

その他で何かございませんか。

(七夕職務代理者)

開聞在住で、職場が柳田小学校区の方から聞いた情報なのですが、7月9日に柳田小学校の男子児童が、水泳の授業中に足を滑らせプールに落ち、慌てて先生が助けに入り事なきを得たが、念のために一晩、入院をさせて様子を見たということを聞きました。この件につきまして、藤井委員にも聞いてもらいましたので、説明をお願いしたいと思います。

(藤井委員)

私は全然知らなかったのですが、七夕職務代理者から連絡をいただいて、甥っ子が同じ学年だったのもあり、そういうことがあったのか聞きましたら、水泳の授業中に、息が苦しくなったのだということでした。子供の言うことなので、表現が違うところもあるかもしれませんが、別に溺れたわけではなく、突然息が苦しくなったから救急車で運ばれたのだと、子供は言っておりました。その母親は全く知らないということでした。

(西森教育長)

この件につきましては、学校からの報告と、担当の指導主事が学校に出向いて、聞き取り調査等をしておりますので、学校教育課から説明をお願いします。

(常深課長)

それでは、柳田小学校で起きたプール事故について、ご報告申し上げます。

まず、事故発生日時ですが、7月9日の火曜日の11時15分頃です。5年生の男児、Aと申し上げます。泳力別で平泳ぎの練習中に、その児童の様子がおかしくなると、近くにいた子供が気付いて声をかけました。本人は咳き込んでいたということです。その友人がプールの端まで連れて行き、本人A君は自分で歩いてプールの端まで行きました。自分でプールサイドへ上がって横になり、その後、意識の喪失や体の震えが見られたということになります。

結論から申し上げますと、泳いでいる途中で溺れたというわけではなくて、ちょっと咳き込んで体調が悪くなった時に、近くにいた子が見つけて、プールサイドまで一緒に連れて行くと。その時は意識があったのですが、プールサイドに上がってから意識がなくなったということでした。そのため、担任が児童を背負って保健室へ搬送しました。校長、教頭も保健室で、その様子を確認し、11時27分に119番通報し救急車を要請しました。このことは、危機管理課からも市教委に第一報が届きました。

その後、担任が母親と祖母へ連絡をしました。まず、母親へ連絡をしたのですが、すぐに連絡がとれなかったために、祖母のほうにも連絡をとりました。救急車の到着と同時に母親も到着し、担任と母親が同乗して医療センターに搬送しました。医療センターで点滴処置後、意識が回復し通常の様子に戻りました。医師の診察の結果、水は飲んでおらず溺れた様子はない。しかし、溺れていないのにも関わらず、意識がなくなったという症状が出たことは分からないということで、その日は泊まって原因を探ったのですが、結果として原因は不明だということでした。医師の可能性としては熱中症、低体温症、てんかんの3つが考えられるとのことでした。その日の夕方に、市教委が校長、教頭から聞き取りを行って、先程の結果が分かりました。

その後、学校としましては、監視体制を複数監視ができるように改善しました。それから、緊急体制が整えられるように、携帯電話を所持してプール指導に行くようにしました。夏休み期間中に入っていますが、職員研修で、実際に溺れた児童をシミュレーションしながら、対応する訓練も行っております。あと、教育委員会としましては本日でしたが、当該学校長、保健体育の免許を持っている校長、小体連事務局の理事長、担当指導主事2名と私の6名で、水泳学習事故検証委員会を立ち上げました。内容については、後日お話できると思いますが、今後の指宿市での水泳学習に対しての提言がまとめられたところでございます。

以上となります。

(七夕職務代理者)

今後も、児童の安全面について細心の注意をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(西森教育長)

今回のことにつきましては、色々と反省すべき点もあると思っております。そういう面で検討委員会を開いていただいて、2学期からの水泳指導に備えたいと思っております。1つ、委員の皆様方にお詫びを申し上げますけれども、そういう重大事故が起きた時には、委員の皆様方にもお知らせをすると、そういう体制も再度、確認をしたところですが、今回は、水泳中に溺れて運ばれたということではなく、気分が悪くなってプールサイドで休んでいたら、意識を失って運ばれたということでしたので、委員の皆様方にはお知らせしなかったところですが、結果的に色々な情報が伝わって行って、ご心配をおかけしました。正しい情報をお伝えしなければいけなかったと反省しておりますので、今後気を付けていきたいと思っております。

(藤井委員)

水泳学習は、教師がお一人でされていたのでしょうか。やはりこういうこともありますので、必ず担任以外の誰かも付き添っていたほうが良いと思います。私の子供の場合は、2クラスが合同でして、必ず担任2人がいるようにしているようです。この時はどうだったのか分かりませんが、その子を背負って担任が連れて行ったということで、その間、子供たちはどうしていたのか。まさか担任が不在のまま、子供たちは取り残されたのかなとか、先生も慌てていたと思うので、どうされたのかなと、その時の状況も知りたいと思っております。

(常深課長)

11時15分頃に事案が起こりまして、11時半頃が水泳学習の終了で、あと10分くらいしたら上がりなさいの合図前でしたので、その子を背負って連れて行く際に、担任はシャワーを浴びてプールから出なさいと指導をして行ったと話聞いております。

それから、複数監視につきましては、柳田小学校を含め各学校でも合同学習を組んだり、大プールと小プールがあったら、同時に高学年と低学年が学習するなど、監視の数は人数に対して少ないのですが、複数の教師がプールサイドにいるという状況をつくるよう、今後は指導を

していきたいと思っております。柳田小学校では、そのような対応を今後していくと聞いております。

そして、8月26日に市の校長研修会があるのですが、先程申し上げました検証委員会の提言をまとめて、少なくとも発達段階にある子供たちのいる小学校においては、複数指導ができるような体制を整えるよう、校長先生方に指導しようと思っております。

(西森教育長)

今回の事例を通して、あるべき姿を検証していただいておりますので、他の学校ではどういう状況なのかを、もう一回実態を把握して、そのうえで8月末の校長研修会では指導していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(別府委員)

今話を聞いていて、プールサイドに連れて行った第一発見者の友達は、一番適確な行動をしていて、仲間が困っている時に助けるという仲間意識が、かねてからの集団行動や教育で培われているのだなと思いました。監視の人たちが増えるのに越したことはないけれど、そういう時に子供同士で助け合うというのは、今後も大事なことだと思いますので、何かの機会でそういう話をするのもいいのかなと思いました。

(常深課長)

ありがとうございます。水泳学習においては、バディシステムというのを取り扱っております。2人組以上をつくって、お互いに確認しあいながら行っております。ただ今回の場合は、最初にバディシステムを組んでいたのですが、泳力別に学習を進めていた時に、そのバディが崩れていた状況でした。それでもやはり、そのバディの教育が浸透していたために、近くにいた子が配慮できたという幸いな状況でした。今後もバディシステムについては、学習の最初、途中等に確認をしながら行っていこうと考えております。

(西森教育長)

そういうことを大事にしていきたいと思っております。
他に何かございませんか。

(中島室長)

先ほど、議案の中でもご説明いたしましたが、山川地域の学校再編につきまして、保護者や地域住民を交えた意見交換会などでは、「令和3年4月1日の開校に間に合うのか。」「保護者や地域の方々に十分に説明できていないのではないか。」「再編してほしくない子供もいる。」「再編に伴い負担が増える家庭もあるのではないか。」「もう少し地域の声を聴いてほしい。」といったご意見があります。また、「新しい学校の教育内容や子供像を説明してほしい。」「具体的なことが分かれば、こういう学校をつくってほしいという意見を言えると思う。」といったご意見もいただいております。このことから、今後とも学校再編だよりの発行や出前説明会を開催するな

どの情報発信に努め、保護者や地域住民の不安解消とご理解をいただけますよう取り組んで参りたいと考えているところでございます。

(西森教育長)

他に何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、令和元年第7回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。